日南市若者ＵＩＪターン促進事業費補助金　要件確認フローチャート

移住元の要件

転入時において、２９歳以下である
※転入した年度の３月末までに30歳となる者を含む

YES ↓　NO →

住民票を移す直前に、連続して1年以上三大都市圏又は福岡県に在住し、
かつ三大都市圏又は福岡県の事業所へ通勤している

YES ↓　NO →

三大都市圏：東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）
名古屋圏（愛知県、岐阜県、三重県）
大阪圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）

通勤：通勤していた事業所から就業証明書の取得が必要

移住後の要件

日南市での働き方は？

- 就職 ↓
- 起業 ↓
- 農林漁業（自営） ↓
- 事業承継 ↓
- 該当なし →

①「ふるさと宮崎人材バンク」に掲載されている求人に就業
②国・県・市等が実施する**人材確保支援策**を活用した就業
③**日南市が承認した事業所**への就業
①～③のいずれかに該当し、
・週20時間以上の雇用契約
・申請日から５年以上勤務する意志ありなど

YES ↓　NO →

・宮崎県が実施する起業支援事業「**女性・若者応援！起業チャレンジ支援事業**」の交付決定を受けている
又は
・申請前に**本人確認書類及び商工会等支援機関の支援を受けて作成した事業計画書を提出し、市長の承認**を得た事業であることなど

YES ↓　NO →

国・県・市等が実施する**人材確保支援策**を活用した自営での農林漁業への就業である

YES ↓

県内の事業承継支援機関による支援を受け、若者ＵＩＪターン促進事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に事業承継が成立したことなど

YES ↓　NO →

その他

・申請日から５年以上継続して日南市に居住する意思がある
・県税に未納が無い
・暴力団等の反社会的勢力と関係が無い　など

YES ↓　NO →

申請時期

日南市に住民票を移して１年以内である

YES ↓　NO →

支給対象の可能性があります

支給対象外